

プロジェクト研究所が主催するシンポジウム（研究成果報告会）への助成

〈趣旨〉

この助成は、総合研究機構に設置されているプロジェクト研究所の活動のうち、広く公に研究成果を披露する機会としてのシンポジウムにつき、助成金の給付を行うことで、より一層の活動の活性化を目指すものである。

〈対象〉

助成を受けることができるのは、以下の条件を全て満足するプロジェクト研究所とする。

1. 研究成果の報告を目的とすること。
2. 1つの研究所につき、年度内に1回のみ申請できるものとする。
3. 研究所が主催あるいは共催をするシンポジウム
4. 営利を目的としないこと。
5. 助成の対象は、講師謝金、印刷製本費、旅費交通費および人件費等シンポジウムに関わる経費とする。

但し会合費支出は原則として助成金額の15%以内とする。

また、支出は早稲田大学の会計基準に則った単価で計算するものとする。

6. 早稲田大学の経理処理基準に基づく請求書にて清算するものとする。

〈申請方法〉

プロジェクト研究所長からの申請（別紙様式による）とする。

1. シンポジウム助成申請書に記入のうえ、総合研究機構へ提出ください。
2. 申請の際、シンポジウムの概要のわかるパンフレット等を添付。
3. 他の資金と併用する場合は、申請書にその金額と補助金の名称を記入。

〈申請期間〉

シンポジウムの実施予定日の一ヶ月前までに申請をすること。

〈助成金の額及び件数〉

助成金額は、上限を20万円とする。

〈助成金給付の決定及び通知〉

給付の決定通知は、申請後1週間以内に書面にて研究所長に通知する。〈助成金給付の時期〉

助成金は決定通知後、業者からの請求書に基づき、総合研究機構にて支払い処理を行う。

研究所においては支払依頼書に請求書等を添付し総合研究機構に提出すること。

案内、ポスター、チラシ等には総合研究機構の支援（後援、補助）がある旨を明記して下さい。

〈報告〉

終了後、一か月以内にシンポジウム助成報告書により内容と支出の報告を行ってください。

以上